

民事裁判における自然人と法人

——終局形態の分析——

飯 田 高

概 要

現代社会において法人は重要な存在であり、それは民事訴訟でも同じである。本稿は、法人の訴訟行動を解明するための基礎的な資料を提供することを目指し、下記の作業を行う。まず、原告・被告が自然人と法人のどちらであるかに着目して民事訴訟を分類し、訴訟記録調査のデータに基づいてそれぞれのタイプの特徴（各タイプを構成する事件類型、各タイプにおける認容率、和解率、取下率）を記述する。次に、2004年調査と2014年調査の結果を比較し、10年の間にどのような変化があったのかを明らかにする。さらにロジスティック回帰分析を用いて統合的な分析を行い、自然人と法人の別が終局形態とどのように関連しているかをより仔細に検討する。最後に、本研究の今後の展開について簡単に述べる。

キーワード

訴訟記録調査, 民事訴訟, 自然人, 法人, 終局事由

I. 問題の所在

2014年の訴訟記録調査では、当事者が自然人と法人のどちらであったかについてデータを収集している。それと同時に、各対象事件がどんな裁判過程を経てどういう形で終了したかも詳細に記録している。したがって、たとえば原告が自然人か法人か、あるいは被告が自然人か法人かによって裁判の過程や結果にいかなる差が生じているかを調べることができる。本稿ではこの問題を扱いたい。

自然人と法人の差を問題とする理由は次の点にある。すなわち、現代社会において法人は決して無視することのできない主体であり、民事裁判でも一定のプレゼンスを示している。法人は裁判の中でリピーター・プレーヤーとなっている可能性が高く、自然人と比べる

と動員できる資源も多く保有する傾向がある¹。したがって自然人と法人では訴訟行動に違いがあると考えられるが、その違いを精確に研究するためには、法人が関わる裁判の種類や特徴を把握する必要がある²。裁判がもつさまざまな特徴のうち、本稿で主に扱うのは裁判の結果である。

Ⅱで見えるように、原告・被告の属性の組み合わせに基づいて事件のタイプ分けを行うと、原告の請求が認容される割合（認容率）、和解の割合（和解率）、そして取下げの割合（取下率）に相当程度の差が存在することがわかる。本稿では、そのような差がどのくらいあり、別の要素に還元して説明できるか否かを明らかにすることを試みる。

自然人と法人のいずれが当事者になりやすいかは事件類型によって違ってくると思われ、事件類型を考慮した分析は不可欠である。こうした分析が行える点でも、本調査のデータは有用である。その他にも、関連すると考えられる変数（たとえば代理人の有無や訴額）を制御しながら分析できるというメリットもある。

本稿の議論の範囲および構成は下記のとおりである。Ⅱでは、認容率・和解率・取下率について2014年訴訟記録調査から得られた結果を整理する。続くⅢでは、2004年訴訟記録調査の結果を簡単に紹介しながら、10年間でどのような変化が観察されるかについて述べる。そしてⅣでは、認容率・和解率・取下率を従属変数とするロジスティック回帰分析を行い、これらの率がいかなる要素によって説明できるかを検討する。以上の作業を通じて、民事訴訟の当事者自然人と法人の違いに関する基礎資料を提示したいと考えている。

Ⅱ. 認容率・和解率・取下率——2014年調査

1. 自然人・法人の別による類型化

(1) 各類型の概観

本特集に収めた概要では、当事者が自然人のみだったか、自然人・法人が混在していたか、それとも法人のみだったかによって事件を分類した（飯田 2020: 12-13）。その組み合わせは9通りあるが、自然人と法人の両方が原告となっている事件は少数である。自然人と法人の両方が被告となっている事件もさほど多くはなく、しかも実質的には法人を被告と

1 この点に関する古典的研究として、Galanter (1974) を参照。

2 『「民事訴訟利用者調査」報告書』（司法制度改革審議会 2000）では、面接調査の結果に基づき、たとえば訴訟利用動機、訴訟にかかる費用や時間の予測、結果評価などに関して自然人と法人との間で差が見られることが指摘されている。本稿は訴訟記録という文書資料から自然人と法人の差について考察するものであり、訴訟当事者に直接尋ねる調査とは相互補完的な関係に立つ。

する事件と同視できる場合がある（法人とその代表者が訴えられているケースがその例である）。

ここでは議論を見やすくするため、「自然人対自然人」の事件、「自然人対法人」の件、「法人対自然人の事件」、「法人対法人」の事件の4タイプを分析対象とする（【表1】参照）。便宜的にそれぞれ「NN型」・「NJ型」・「JN型」・「JJ型」と名付け、「自然人」・「法人」の語があまりに頻出して読みにくくなる場合はこれらの名称を使用することにした³。全件数に対する各タイプの割合を記しておくとして、NN型が25%、NJ型が26%、JN型が27%、そしてJJ型が8.5%となる。

【表1】自然人・法人の別に基づくタイプ分け（2014年）

		被告		
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ
原告	自然人のみ	NN型 (375件)	(75件)	NJ型 (391件)
	自然人・法人混在	(16件)	(6件)	(4件)
	法人のみ	JN型 (405件)	(101件)	JJ型 (128件)

それぞれの型は、どのような種類の事件から構成されているのだろうか。以下、順番に見ていこう⁴。

① NN型

NN型、つまり純粋な自然人同士の事件が包含する種類の範囲は広く、「労働」と「手形」以外はすべて含んでいる。最も多いのは「交通事故関係」の事件であり、これが約2割（80件）を占める。次いで「交通事故以外の損害賠償」（69件）、「土地・建物の明渡し」（66件）、「貸金関係」（34件）、「土地・建物登記関係」・「相続関係」（ともに22件）の順に多い。

3 「N」は自然人（natural person; natürliche Person）、「J」は法人（juridical person; juristische Person）の略である。タイプ名の1文字目は原告、2文字目は被告を表す。

4 事件類型は、「貸金関係」、「保証関係」、「売買代金関係」、「立替金・求償金関係」、「契約関係の損害賠償」、「請負関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「家賃・地代関係」、「土地・建物の所有権」、「土地・建物の明渡し」、「土地・建物登記関係」、「相続関係」、「不当利得返還（過払金を含む）」、「労働」、「債務不存在確認」、「預託金」、「手形」、「その他」の20種類である。事件記録表紙に記載されていた標目のデータではなく、調査後に再分類した「事件名」のデータを用いている。この再分類は木下麻奈子同志社大学教授の尽力によるものであり、作成方法については木下（2020）を参照されたい。

② NJ 型

自然人が法人を訴える NJ 型では「不当利得返還（過払金を含む）」が圧倒的に多く、6割以上（247件）にのぼっている。これはほぼすべて過払金返還請求訴訟である。2番目に多いのは「交通事故以外の損害賠償」（44件）であり、これら2類型で約4分の3に達する。以下、「その他」（27件）、「労働」（25件）、「土地・建物の明渡し」（12件）の順となっている。なお、「その他」の中で多いのは保険金請求や預金払戻請求である。

③ JN 型

法人が自然人を訴える JN 型では、「土地・建物の明渡し」（157件）が4割近くあり、これが最多となっている。「立替金・求償金関係」（90件）が次に多く、この大半はクレジットカード関連の事件である。以下、「貸金関係」（57件）、「交通事故以外の損害賠償」・「その他」（ともに17件）の順となる。「その他」のうち7件は、マンションやアパートの管理費請求の事件であった。

④ JJ 型

自然人同士の事件と同じく、法人同士の事件も広い範囲に分布しており、これと言って突出した事件類型はない。多い順に、「その他」（20件）、「請負関係」（18件）、「交通事故以外の損害賠償」（16件）、「売買代金関係」・「契約関係の損害賠償」（ともに14件）となっている。「その他」の内訳もバラエティに富んでいて、動産引渡請求、保険金請求、特許権侵害差止請求、不正競争行為差止請求などが含まれている。

(2) 代理人の有無

次に、各タイプにおける訴訟代理人の選任状況を見ておく。法人には代理人が付いていることが多いというイメージが一般にはあるかもしれない。原告になる場合のみならず、被告になる場合も、自然人と比べて法人は弁護士に依頼するという対抗手段を有する可能性が高いように思われる。

この点を確認するため、自然人当事者・法人当事者それぞれにつき、タイプ別の代理人選任率を計算した。計算結果は【表2】に示している。

どのタイプにも共通して言えることとして、代理人選任率は原告側のほうが被告側よりも高く、しかも原告と被告の間にはかなりの開きがある。法人と自然人の間にも差は存在するものの、原告と被告の間に見られる差ほどではない⁵。それゆえ、代理人の有無は、

5 原告側では、法人のほうが自然人よりも代理人選任率が低い（法人の場合、JJ型では原告の選任率が高いが、件数はJN型が多いため平均すると約82%になる。それに対し、自然人の場合は約85%である）。被告

当事者が自然人か法人かよりも、原告・被告のどちら側なのかによって決まる部分が多いように見える。

特にNJ型では、自然人の代理人選任率は法人のそれを大幅に上回っている。NJ型は過払金返還請求訴訟——弁護士が付いているイメージがあるかもしれない——が相当部分を占めているのは前述のごとくであるが、過払金の事件を除外しても原告の代理人選任率は8割を超える⁶。

より細かく分析した場合に代理人の有無が法人・自然人の別とどの程度相関しているか、そしてそれらの変数がどのくらい認容率や和解率などに関連しているかについては、後のIVで扱う。本節次項以降では、タイプ別の認容率・和解率・取下率を見ておきたい。

【表2】 自然人・法人の代理人選任率

	NN型	NJ型	JN型	JJ型
自然人	原告 86.9% 被告 59.2%	82.1%	23.7%	
法人		39.1%	74.1%	原告 93.0% 被告 76.6%

2. タイプ別の認容率・和解率・取下率

(1) 認容率の基本集計

認容率（原告の勝訴率）を算出するには何通りかの方法が考えられる。素直に考えると、判決が下された事件のうち——つまり和解や取下げで終了した事件は除いて——どのくらいの割合の事件で請求が認容されているかが「認容率」となるだろう。しかしその場合でも、一部認容のケースをどう計算に組み込むかは問題として残る。訴額に対する判決額の割合を用いることも考えられるが、あいにく今回の調査では判決額については分析に耐えるほど細かいデータはとっていない。

そこで、【表3】の左側の表では、第一審が判決で終了した事件の数を分母とし、全部認容または一部認容の判決が出た事件を分子として算出している。一方、【表3】の右側の表では、分子を全部認容の判決が出た事件に限定している⁷。なお、判決で終了した事件の件数をタイプの名称の横に併記してある⁸。

側になるとそれがひっくり返り、法人のほうが自然人よりも代理人選任率が高くなる。

6 過払金返還請求を除くと、原告の代理人選任率は85.2%（142件中121件）とむしろ上昇する。

7 ここで第一審結果のデータとして使っているのは、記録表紙の記載を転記したものではなく、調査者が判断して入力したものである。

8 「判決」には却下は含んでいない。もっとも、却下判決の件数は少なく、本稿の分析結果には影響しない。

【表3】タイプ別の認容率（2014年）

		被告		被告	
		自然人のみ	法人のみ	自然人のみ	法人のみ
原告	自然人のみ	NN型 (173) 83.2%	NJ型 (98) 72.4%	NN型 (173) 56.6%	NJ型 (98) 42.9%
	法人のみ	JN型 (246) 94.3%	JJ型 (56) 71.4%	JN型 (246) 89.4%	JJ型 (56) 57.1%

この表からは、JN型、すなわち法人が自然人を訴えるタイプの訴訟での認容率がきわめて高いことがわかる。反対に、法人を相手とした場合（NJ型・JJ型）の認容率はあまり高くなく、特に自然人の原告が全部認容の判決を勝ち取れるケースは半分にも満たない。

認容率が高いJN型は、その多くが不動産明渡し、クレジットカード、貸金という定型的事件であり、この3類型だけで約4分の3を占める。これらの類型について認容率を計算すると、全部認容に絞ったとしても96.3%になる⁹。口頭弁論期日の回数も少なく、平均で2.2回しかない¹⁰。本特集の「概要」で述べたようにこの回数は判決言渡期日を入れた回数なので、被告が出頭しないまま終了した裁判も多いと推測される。

逆にNJ型とJJ型では認容率が同程度に低いが、NJ型の大部分を占める不当利得返還請求（過払金返還請求）の事件を除くと、NJ型の認容率はさらに下がる¹¹。具体的には、全部認容の比率は35.7%（56件中20件）、一部認容を含めても53.6%（56件中30件）にしかならない。自然人が法人を訴えるNJ型の訴訟は、最も原告が勝ちにくいと言える。

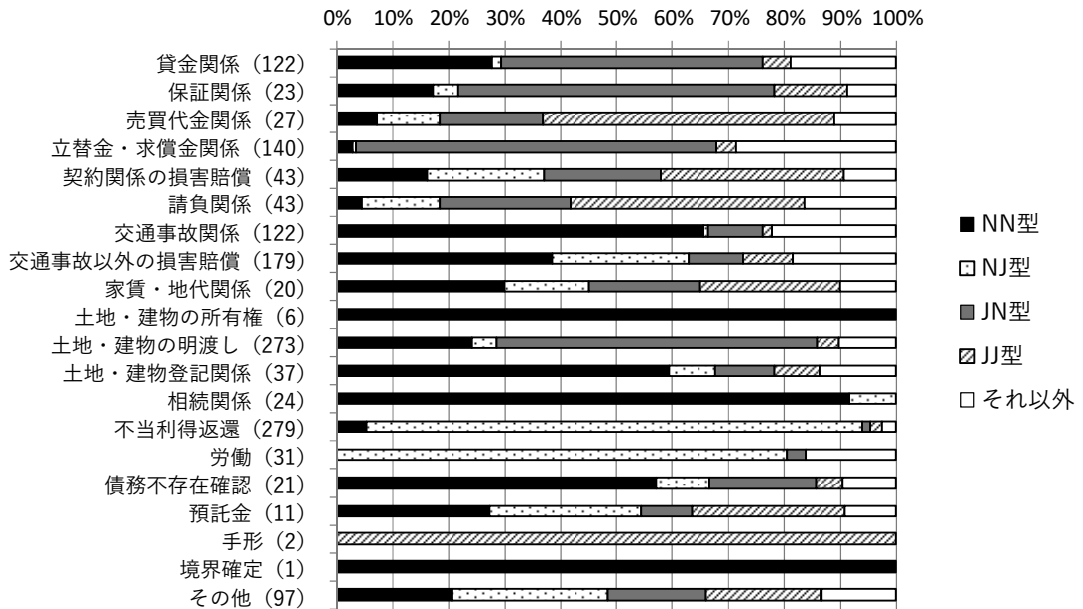
参考までに、【図1】で事件類型別に各タイプの構成比を示しておく。事件類型によって構成比にばらつきがあることがわかる。

9 判決で終了した187件のうち、180件が全部認容、2件が一部認容、5件が棄却であった。

10 上記187件のうち、151件（80.8%）が2回以内で終結している。

11 ここでは、過払金返還請求の事件であることを表す変数として本特集の「概要」と同じものを使用した。すなわち、不当利得返還請求の事件のうち、原告が自然人で被告が法人となっている事件を「1」、それ以外の事件を「0」とした二値変数である。定義上、NJ型の不当利得返還請求が「1」となる。

【図1】 事件類型別のタイプ構成比 (2014年)



*カッコ内の数字は件数

(2) 和解率・取下率の基本集計

以上では判決に着目して記述してきたが、今度は和解や取下げで終了した事件に着目する。前掲の【表1】には全体の件数、【表3】には判決で終了した件数を記しておいたが、タイプによって数字の減り方は異なっている。なかでも減り方が著しいのはNJ型で、判決に至る比率（判決率）は約24%にすぎない。残りの約76%は和解（訴訟上の和解）または取下げで終了している。

特に、過払金返還請求の事件は取下げで終了することが多く、原告のうち1人以上が訴えを取り下げた事件は約63%にもなる¹²。これに対し、1人以上の原告について判決まで至った事件は約17%しかない。

タイプごとの和解率と取下率を示したのが【表4】である。和解率はNN型でやや高く、JN型で低くなっている。NN型で和解率を引き上げているのは「交通事故関係」の事件である¹³。それに加えて、「交通事故以外の損害賠償」、「契約関係の損害賠償」、「家賃・地代関係」、「相続関係」、「その他」といった類型でも和解率は4割を超えている。

JN型で和解率が低くなっている主因は、「立替金・求償金関係」の事件で和解が非常に

12 過払金返還請求訴訟は原告が多数になっていることがよくあり、そのうち一部が訴えを取り下げることがしばしば見られる。本特集の「概要」も参照。

13 NN型で「交通事故関係」の事件は80件あるが、そのうち49件（61.3%）が和解で終了している。

少なくなっていることだと言ってよい。立替金・求償金の事件のうち、和解で終了したのは約15%（140件中21件）しかなく、大多数は請求認容判決で終了している。

一方、取下率はNJ型で極端に高くなっている。しかし、過払金返還請求を外して計算すると12.0%となり、他のタイプと大差ない数字となる（過払金返還請求を除くと、取下げで終了する事件は全体の約13%である）。

取下げの理由は事件記録から判明するとは限らないが、示談（裁判外の和解）が成立したことによるものが一定数存在する。過払金返還請求の場合、適用されるルールが明確なので、証拠さえ揃えば判決の予測可能性はきわめて高くなる。したがって、被告である会社にとってはもちろん原告にとっても、訴訟を続行するよりも訴えを取り下げるほうが費用の節約ができるので有利になる¹⁴。

【表4】タイプ別の和解率と取下率（2014年）

《和解率》

		被告	
		自然人のみ	法人のみ
原告	自然人のみ	NN型 43.2%	NJ型 39.4%
	法人のみ	JN型 26.9%	JJ型 39.8%

《取下率》

		被告	
		自然人のみ	法人のみ
原告	自然人のみ	NN型 11.7%	NJ型 44.5%
	法人のみ	JN型 14.6%	JJ型 13.3%

(3) 補足——プリースト＝クライン仮説

以上、認容率から和解率・取下率というように時間的には遡っていく形で概観した。

ところで、法と経済学の分野では、認容率に関係する議論として「プリースト＝クライン仮説（Priest-Klein selection Hypothesis）」がよく引き合いに出される（Priest and Klein 1984）。この仮説によると、もし原告と被告の予測に著しい食い違いがなく利害が対称的であれば、民事訴訟における認容率は理論上50%付近に収束するはずである。なぜなら、訴訟での認容率が50%からかけ離れていて（たとえば原告の勝訴率が非常に高いなど）、かつ両当事者がその認容率を認識している場合、和解によって解決するほうがお互いにとって得になるからである。訴訟の結果がはっきりと見えていれば訴訟に持ち込むまでもない。言い換えれば、勝敗の見込みが違っているがゆえに訴訟に至るのである。

この仮説の観点からすると、【表3】で示した認容率は全般的に高すぎる。全部認容に限定すれば50%に接近するが、それでもJN型では90%に近い数字であるから、仮説と

14 判決結果の予測可能性が和解の意思決定に及ぼす影響、および交通事故のデータを用いた検証については、ラムザイヤー（1990）を参照。

現実との間には隔たりがあると言わなければならない。

このような隔たりの背景には、「プリースト＝クライン仮説」自体の妥当性というよりも、その前提が満たされていないという事情がある¹⁵。端的に原告と被告の予測が大きく異なるのかもしれない、利害も非対称的である可能性がある¹⁶。場合によっては、何らの予想も形成されていないことがあるかもしれない。特に JN 型では、認容率だけでなく和解率も取下率も低くなっている。先の事件類型の分析も考え合わせると、訴訟が法人原告によって一方的に利用され、自然人被告には選択の機会が与えられないままに終了している、という事件が少なくないことがうかがわれる。

ともかく、それぞれの事件がいかなる条件において和解で落ち着いたり訴訟に至ったりするのかを説明するためには、実証の足掛かりとなりうる精緻な理論——各アクターのインセンティブとその相互作用を考慮した理論——がいずれは必要となる。そうした理論があってはじめて、紛争の発生から訴訟に至るまでにどのようなプロセスで事件の選別がなされているか（その選別は当事者が自発的に行っているのか、弁護士や裁判官などの法専門家が主導しているか、あるいは制度上の不備で一部の事件が手続から外れていったことによるのか）といった問いに答えることができ、また、裁判制度をより良いものにするための提案を行うことができよう。

Ⅲ. 10 年間の変化——2004 年調査

1. 各類型の概観

2004 年調査のデータを用いて先ほどの同じ分類を行うと【表 5】のようになる¹⁷。2014 年（【表 1】）よりも NJ 型の件数が少ないが、これは過払金返還請求訴訟が急増する前だからである¹⁸。

15 「プリースト＝クライン仮説」を再検討した近年の論考として、Lee and Klerman (2016) を参照。

16 敗訴の際に被る損失が当事者間で異なる場合（たとえば一方当事者が自らの評判を気にかけている場合など）がありうる。原告が勝訴によって得るものが大きいほど、認容率は 50% を上回りやすくなる (Priest and Klein 1984: 24-26)。

17 2014 年調査のサンプル数が 1,501 であったのに対し、2004 年調査のサンプル数は 1,132 件である。ただし後者では法人同士の事件は初めから対象とされていないので、サンプルの規模はそれほど変わっていない。

18 過払金返還請求訴訟がこの時期にどのくらい増加したかについては、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に詳しい。たとえば、第 6 回報告書（最高裁判所事務総局 2015）23 頁の図 2・図 3 はわかりやすい。なお、データにおける過払金返還請求訴訟の扱いに関しては、第 3 回報告書（最高裁判所事務総局 2009）の 24-26 頁を参照。

【表 5】 自然人・法人の別に基づくタイプ分け（2004 年）

		被告		
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ
原告	自然人のみ	NN 型 (308 件)	(61 件)	NJ 型 (224 件)
	自然人・法人混在	(19 件)	(6 件)	(10 件)
	法人のみ	JN 型 (439 件)	(62 件)	

各タイプの構成比の変化としては、過払金返還請求の比率の増大以外に次の 3 点を挙げることができる¹⁹。

第一に、「交通事故関係」の事件が 10 年の間に増加しており、2004 年時点では NN 型の 12.0%（308 件中 37 件）であったのが 2014 年には 21.3%（375 件中 80 件）と倍近くに上昇している。2014 年調査において NN 型で最多なのは「交通事故関係」であったが、これは 10 年のうちに交通事故関係の損害賠償請求が増えた結果である。『弁護士白書』によると、交通事故の発生件数は 2004 年以降一貫して減り続けているのに対し、損害賠償請求事件は逆に増えてきている。具体的には、地裁での交通事故損害賠償の新受件数は 2004 年には約 7,000 件だったが、2014 年には約 13,500 件となっている（日本弁護士連合会 2018: 118）。今回の訴訟記録調査のデータにもこの変化が表れている²⁰。

第二に、NJ 型に占める「交通事故以外の損害賠償」の割合が大幅に増加している。NJ 型から過払金返還請求の事件を除いた場合、2004 年は 17.3%（179 件中 31 件）、2014 年は 30.3%（142 件中 43 件）となる。「交通事故以外の損害賠償」には、医療過誤、名誉毀損、日照権侵害、ハラスメント・いじめなど、さまざまな種類の事件が含まれる。2014 年調査では、福祉・介護サービス提供における過失が問題とされている事件やハラスメントが関係する事件が目につく²¹。

第三に、上記の「交通事故以外の損害賠償」とは反対に、「貸金関係」が NJ 型に占め

19 2004 年 3 月までは人事訴訟を地方裁判所が管轄していたため、2004 年調査のデータには離婚の事件も含まれているという違いもある。しかし件数はわずかなので、分析の際はこの相違は無視した。

20 自動車保険に付帯する特約として弁護士費用保険が広く普及したことによるものと考えられている（日本弁護士連合会 2019:24）。弁護士費用保険がこのような形態で販売され始めたのは 2000 年で、2004 年はちょうど増え始めたばかりの時期であった。

21 加害者と被害者の間に雇用関係がある場合のハラスメント事件は「労働」カテゴリーに分類されていることがある。したがって、「交通事故以外の損害賠償」のカテゴリーがハラスメントの事件をすべてカバーしているわけではない。

【表 6】 事件類型構成比の比較（過払金返還請求を除く）

	2004 年			2014 年		
	NN 型	NJ 型	JN 型	NN 型	NJ 型	JN 型
貸金関係	11.4%	10.6%	10.9%	9.1%	1.4%	14.1%
保証関係	0.6%	0.0%	9.6%	1.1%	0.7%	3.2%
売買代金関係	1.0%	1.1%	2.7%	0.5%	2.1%	1.2%
立替金・求償金関係	0.6%	2.2%	20.7%	1.1%	0.7%	22.2%
契約関係の損害賠償	3.2%	7.8%	1.4%	1.9%	6.3%	2.2%
請負関係	1.3%	4.5%	1.4%	0.5%	4.2%	2.5%
交通事故関係	12.0%	3.9%	0.9%	21.3%	0.7%	3.0%
交通事故以外の損害賠償	22.4%	17.3%	5.7%	18.4%	30.3%	4.2%
家賃・地代関係	2.6%	0.6%	1.1%	1.6%	1.4%	1.0%
土地・建物の所有権	1.3%	0.6%	0.5%	1.6%	0.0%	0.0%
土地・建物の明渡し	16.6%	7.3%	37.1%	17.6%	8.5%	38.8%
土地・建物登記関係	6.2%	5.6%	0.5%	5.9%	2.1%	1.0%
相続関係	6.2%	0.0%	0.0%	5.9%	1.4%	0.0%
不当利得返還	0.6%	0.0%	0.9%	4.0%	0.0%	1.0%
労働	0.6%	10.6%	0.5%	0.0%	17.6%	0.2%
債務不存在確認	3.2%	1.1%	0.2%	3.2%	1.4%	1.0%
預託金	1.0%	4.5%	0.0%	0.8%	2.1%	0.2%
手形	0.3%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
境界確定	1.0%	0.6%	0.2%	0.3%	0.0%	0.0%
離婚	0.6%	0.0%	0.0%	—	—	—
その他	7.1%	20.7%	5.2%	5.3%	19.0%	4.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

る割合が小さくなっている。先ほどに倣って NJ 型から過払金返還請求を除いて計算すると、「貸金関係」は 2004 年調査では 10.6%（179 件中 19 件）あったのに対し、2014 年調査では 1.4%（142 件中 2 件）しかない²²。たしかに、この 10 年間で「貸金関係」の事件は全体でも若干減っている（木下 2020）。とはいえ、NJ 型での「貸金関係」の減り具合は極端であるように見える。NJ 型に占める割合が減る一方、JN 型に占める割合が増えているこ

22 前に掲げた【表 1】からも、JN 型の「貸金関係」はきわめて少ないことがわかる。

とを考えると、「貸金関係」の事件の中身が変わってきているのかもしれない。この点の検討には本稿では立ち入らず、機会があれば別稿で論じたい。

2. 認容率

次に、2004年調査における認容率を確認しておこう（【表7】）。認容率の算出方法は前と同じである。

前掲【表3】と比較すると、2004年から2014年の間に（i）NN型の認容率がやや上昇しており、（ii）JN型では逆に認容率が少し低下していることがわかる。さらに、（iii）NJ型も全部認容の比率が上昇している（前述のとおり、2014年調査で過払金返還請求を外すと全部認容の比率は35.7%、一部認容を含めた場合は53.6%となるから、全部認容の比率は上昇、一部認容を含めると比率は低下していることになる）²³。

NJ型の変化をどう評価するかは微妙な問題であるが、自然人のみを原告とする訴訟の認容率はおおむね高くなっている。また、法人が原告となって自然人を訴えるタイプの訴訟でも、自然人がわずかながら勝ちやすくなっていると言える。

【表7】タイプ別の認容率（2004年）

		被告		被告	
		自然人のみ	法人のみ	自然人のみ	法人のみ
原告	自然人のみ	NN型 (135) 82.2%	NJ型 (67) 59.7%	NN型 (135) 48.9%	NJ型 (67) 29.9%
	法人のみ	JN型 (259) 96.5%		JN型 (259) 93.1%	

3. 和解率・取下率

2004年における和解率と取下率は【表8】のとおりである。

和解率に関して言えば、2004年から2014年までの間にNN型が増えてNJ型・JN型で減っているが、いずれも数ポイントの差であり、統計的にも有意な差ではない。

取下率についても、過払金返還請求以外では大きな変化は見られず、NN型で幾分減少

23 2004年の時点でも過払金返還請求訴訟自体は存在している。しかし、判決まで進んだケースが少ないために統計上の数値に影響を与えるほどではなく、認容率はほとんど変わらない。

【表 8】タイプ別の和解率と取下率（2004 年）

《和解率》

		被告	
		自然人のみ	法人のみ
原告	自然人のみ	NN 型 40.3%	NJ 型 42.4%
	法人のみ	JN 型 29.4%	

《取下率》

		被告	
		自然人のみ	法人のみ
原告	自然人のみ	NN 型 15.6%	NJ 型 23.2%
	法人のみ	JN 型 12.1%	

しているという程度である²⁴。

以上で述べたことをまとめると、次のようになる。事件類型の構成にはいくつかの点で変化が観察され、過払金返還請求や交通事故関係の事件が増加している。この間に激増したのは過払金返還請求の事件であるが、それを外して再計算すると和解率・取下率はほとんど変わっていない。認容率に関しては自然人が勝訴する割合が少し高くなっている。

IV. ロジスティック回帰分析

1. 課題

以上では、自然人・法人の別とその組み合わせに着目して、2014 年調査および 2004 年調査から得られた認容率・和解率・取下率のデータを見てきた。

自然人と法人の間にはいくらかの差があるようにも思える。だが、これは見かけ上のものにすぎないのか、あるいは「自然人であること」または「法人であること」でしか説明がつかないものなのか。この問題に答えるにはさらなる分析が必要である。

本項ではロジスティック回帰分析を用いて、認容率・和解率・取下率と関連する要素について分析する²⁵。重点的に検討するのは、当事者の自然人・法人の別が（代理人の有無や事件類型などの）他の要素とは独立に認容率・和解率・取下率と関連しているかどうかである。なお、ここでは 2004 年調査と 2014 年調査で得られたデータを統合して分析する。

従属変数は、今までに述べた認容率・和解率・取下率と同じである。つまり、認容率は「判決で終了した事件のうち、全部認容または一部認容の判決で終了した事件の割合」、和

24 t 検定を行うと、10%水準で有意とは言える。

25 ロジスティック回帰分析の詳細については、計量社会学や社会統計学の文献を参照。たとえば、数理社会学会（2015）や杉野（2017）などを挙げておく。

解率は「全事件のうち和解で終了した事件の割合」、そして取下率は「全事件のうち取下げで終了した事件の割合」を指す。

独立変数として考えられるのは、自然人・法人の別、代理人の有無、事件類型、訴額などであろう。以下では、従属変数を認容率・和解率・取下率とするモデルのそれぞれに対してこれらの変数を投入し、より適合的なモデルを探求する。

2. 分析結果

(1) 認容率の分析

認容率を説明するモデルの候補を取捨選択するため、最初に切片と年ダミーのみを独立変数とするモデルの推定から始め、独立変数を段階的に追加していくことにする²⁶。さしあたり投入する独立変数は、当事者（原告または被告）が法人であることを表すダミー変数と、代理人が原告側または被告側に選任されていることを示すダミー変数である²⁷。【表9】には、それらの独立変数を投入したロジスティック回帰分析の結果を示している。

【表9】 認容率に関する回帰モデル（その1）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
年ダミー	-0.145 (0.167)	-0.130 (0.172)	-0.068 (0.175)	-0.108 (0.177)	-0.357* (0.199)	-0.167 (0.168)	-0.329* (0.193)
原告法人ダミー		1.411*** (0.183)	1.279*** (0.186)	1.341*** (0.189)	0.857*** (0.211)		
被告法人ダミー			-0.850*** (0.174)	-0.937*** (0.178)	-0.595*** (0.198)		
原告代理人あり				0.994*** (0.209)	1.766*** (0.272)	0.689*** (0.192)	1.595*** (0.260)
被告代理人あり					-3.231*** (0.300)		-3.509*** (0.294)
定数項	1.905*** (0.127)	1.280*** (0.143)	1.655*** (0.168)	0.900*** (0.226)	2.606*** (0.329)	1.371*** (0.190)	3.007*** (0.303)
N	1,229	1,229	1,229	1,228	1,226	1,228	1,226
Pseudo R ²	0.001	0.068	0.093	0.114	0.316	0.013	0.287

カッコ内は標準誤差

*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

26 「年ダミー」は、2004年調査のケースを「0」、2014年の調査のケースを「1」とした変数である。

27 法人であることを示すダミー変数は、もし共同訴訟人に法人が含まれていれば「1」を割り振っている。したがって、自然人と法人が混在している場合は「1」となり、「0」が割り振られるのは純粋に自然人のみが当事者となっているときである。

【表9】によれば、年ダミー以外の変数のいずれもがモデルの説明力を高めていることがわかる。具体的に言うと、原告が法人である場合と原告側に代理人が付いている場合に認容率が上がり、被告が法人である場合と被告側に代理人が付いている場合に認容率が下がっている。これらはすべて統計的に有意である。特に、被告側に代理人が付いているかという変数はモデルの当てはまりの良さにも大きく寄与しており、この変数を入れると擬似決定係数 (pseudo R^2) の値が増大し、AIC (赤池情報量規準) も小さくなる。この結果からは被告側に代理人がないときに認容率が高くなっているということは言えるが、本特集の齋藤論文 (齋藤 2020) が指摘するように、それが因果関係を意味するのか否かについては別途の検討を要する。勝ち目のない事件は代理人が引き受けない可能性が高く、また、勝つ見込みの乏しい訴訟に弁護士費用をかけようとする被告も多くないであろう。

この結果を見る限り、法人が自然人よりも勝ちやすいことは、法人が代理人を付けやすいこととは独立であると考えられる。それでは、代理人の有無以外の要素に還元することはできるのか。この点を分析するために、モデル (5) にさらに独立変数を追加したロジスティック回帰分析を行った。

追加で投入した独立変数は、各事件類型のダミー変数 (20 種類) と訴額である²⁸。これらの独立変数を組み込んださまざまなモデルのうち、AIC の値が相対的に小さく、変数が比較的少数にとどまっている簡潔なモデルのみを【表10】で示している²⁹。事件類型に関する変数で統計的に有意になったのは、「保証関係」、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「土地・建物の明渡し」の5つだった。その中で「交通事故以外の損害賠償」だけは認容率を下げる方向に作用しているが、それ以外の4つは認容率を上げる方向に作用している。認容率上昇に寄与している4つの事件類型は、どれも定型的な部類に属する事件である。それに対し、「交通事故以外の損害賠償」は前述のとおり医療過誤、名誉毀損、ハラスメント・いじめなど多様であり、裁判上請求できる権利の範囲が必ずしも明確でない種類の事件も含まれている。

このように各事件類型を独立変数に入れる場合、自然人・法人の別を表す変数の効果は弱まる。【表9】と比較すると、係数の絶対値が小さくなっていることがわかる (p 値も大きくなっている)。つまり、自然人・法人の別が認容率に与える効果のうち少なくとも一部は以上の事件類型で説明される、ということになる。

28 各事件類型のダミー変数は、事件類型を示す変数 (本稿のこれまでの記述で用いてきた変数) を作成する前のデータを使って生成したものである。1つの事件につき複数の該当項目がありうるという点で、ⅡとⅢの記述で登場した変数とは異なっている。

29 訴額を含めて、その他の独立変数については統計的に有意にはならなかった。交互作用もチェックしても、結果はあまり変わらない。

【表 10】 認容率に関する回帰モデル（その 2）

	(8)	(9)
年ダミー	-0.385* (0.213)	-0.371* (0.208)
原告法人ダミー	0.459* (0.237)	
被告法人ダミー	-0.420** (0.211)	
原告代理人あり	1.519*** (0.286)	1.450*** (0.282)
被告代理人あり	-2.948*** (0.307)	-3.022*** (0.304)
保証関係	1.883** (0.748)	2.084*** (0.743)
立替金・求償金関係	1.460*** (0.562)	1.782*** (0.547)
交通事故関係	1.560*** (0.465)	1.556*** (0.457)
交通事故以外の損害賠償	-0.819*** (0.236)	-0.855*** (0.233)
土地・建物の明渡し	1.527*** (0.549)	1.730*** (0.540)
定数項	2.444*** (0.348)	2.490*** (0.335)
N	1,226	1,226
Pseudo R ²	0.384	0.375

カッコ内は標準誤差
*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

他方、代理人の有無は事件類型とは独立に相関を保持している。ことに被告側の代理人の有無は係数の絶対値も依然として大きく、認容率を予測する重要なファクターになっていると言える³⁰。

(2) 和解率の分析

次に、和解率についての分析に移る。先ほどと同様に、当事者が法人であることを表すダミー変数と、代理人が選任されていることを示すダミー変数を徐々に投入し、モデルの当てはまり具合を検討していく。その結果が【表 11】である。

これらのモデルでは、認容率の場合と違い、「被告が法人であること」は和解率に対して統計的に有意な効果をもたらしていない。しかし他はすべて統計的に有意となっており、「代理人が付いていること」は和解率の上昇に寄与し、「原告が法人であること」は和

30 念のため過払金返還請求事件を外したデータセットでも同様の分析を実施したが、結論には差が出なかった。

【表 11】 和解率に関する回帰モデル（その 1）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
年ダミー	0.032 (0.082)	0.015 (0.083)	0.006 (0.083)	0.001 (0.084)	0.032 (0.087)	0.0223 (0.082)	0.0229 (0.087)
原告法人ダミー		-0.476*** (0.083)	-0.459*** (0.086)	-0.438*** (0.086)	-0.185** (0.091)		
被告法人ダミー			0.0661 (0.086)	0.0498 (0.087)	-0.0897 (0.091)		
原告代理人あり				0.570*** (0.118)	0.273** (0.124)	0.609*** (0.117)	0.274** (0.124)
被告代理人あり					1.293*** (0.090)		1.322*** (0.087)
定数項	-0.585*** (0.062)	-0.367*** (0.072)	-0.396*** (0.082)	-0.877*** (0.130)	-1.345*** (0.140)	-1.093*** (0.118)	-1.473*** (0.126)
N	2,633	2,633	2,633	2,632	2,630	2,632	2,630
Pseudo R ²	0.000	0.010	0.010	0.017	0.080	0.008	0.079

カッコ内は標準誤差

*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

和解率の低下に寄与している。この中で当てはまりが良いのはモデル（5）だが、擬似決定係数は低い。

モデルの説明力に最も寄与している変数は被告側の代理人の有無であり、この点は認容率の場合と同じである（しかも係数の絶対値も他と比べて格段に大きい）。被告側代理人の存在が和解を促進する可能性については本特集の佐伯論文（佐伯 2020）の示唆と軌を一にしている。同論文も指摘するとおり、もともと和解に至る見込みの大きい事件に弁護士が付いているにすぎないのかもしれないが、因果関係の向きまでは確言できない。

認容率の分析と同じく、各事件類型と訴額を独立変数に順次投入して当てはまりのよいモデルを探索したところ、【表 12】のモデルが得られた。探索にあたっては、【表 11】のどのモデルでも有意にならなかった）被告法人ダミーのないモデルをベースとしている³¹。

事件類型を表す変数を入れると、原告法人ダミーも有意ではなくなった。つまり、「原告が法人であること」の効果の大半が事件類型によって説明されるということである。和解率の場合、当事者が自然人であるか法人であるかはそれ自体としては変化をもたらす要素ではないと考えられる。

事件類型の中では、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「土地・建物の明渡し」、「土地・建物の登記」、「不当利得返還」、「労働」の 6 つがどのモデルでもほぼ一貫して統

31 追加の独立変数を投入した場合も、被告法人ダミーが統計的に有意になることはなかった。

【表 12】和解率に関する回帰モデル（その 2）

	(8)	(9)
年ダミー	-0.051 (0.090)	-0.051* (0.090)
原告法人ダミー	-0.002 (0.101)	
原告代理人あり	0.245* (0.125)	0.245* (0.125)
被告代理人あり	1.323*** (0.101)	1.323*** (0.100)
立替金・求償金関係	-0.560*** (0.184)	-0.561*** (0.179)
交通事故関係	0.500*** (0.162)	0.500*** (0.160)
土地・建物の明渡し	0.307** (0.126)	0.307** (0.125)
土地・建物の登記	-0.667** (0.294)	-0.667** (0.293)
不当利得返還	0.416*** (0.149)	0.417*** (0.142)
労働	0.377* (0.228)	0.377* (0.227)
定数項	-1.514*** (0.150)	-1.515*** (0.141)
N	2,630	2,630
Pseudo R ²	0.092	0.092

カッコ内は標準誤差
*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

計的に有意であった。このうち、「立替金・求償金関係」と「土地・建物の登記」が和解率を下げる方向、その他の4つが和解率を上げる方向で作用している。

(3) 取下率の分析

取下率に対しては、「法人であること」と「代理人が付いていること」のいずれも統計的に有意な関連が見られる（【表 13】）。

「法人であること」、すなわち当事者の自然人・法人の別について言うと、原告が法人であれば取下率は下がり、被告が法人であれば取下率が上がっている。後述するように、この傾向は事件類型の変数を投入しても変わらない。

「代理人が付いていること」は取下率の低下に寄与しており、この点は和解率と真逆になっている。原告側に弁護士が付いていれば、法的に認められる見込みの少ない（筋の悪い）訴えは初めから裁判所に持ち込まれないと考えられるので、取下率が低下することは想像がつく。直感的な理解が難しいのは、被告側に代理人がいる場合に取下率が低下して

【表 13】 取下率に関する回帰モデル（その 1）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
年ダミー	0.397*** (0.104)	0.380*** (0.104)	0.295*** (0.106)	0.309*** (0.106)	0.247** (0.110)	0.411*** (0.104)	0.426*** (0.106)
原告法人ダミー		-0.632*** (0.105)	-0.466*** (0.109)	-0.491*** (0.110)	-0.721*** (0.116)		
被告法人ダミー			0.691*** (0.105)	0.710*** (0.106)	0.848*** (0.113)		
原告代理人あり				-0.525*** (0.128)	-0.234* (0.134)	-0.408*** (0.124)	-0.165 (0.129)
被告代理人あり					-1.330*** (0.119)		-1.017*** (0.113)
定数項	-1.699*** (0.082)	-1.432*** (0.091)	-1.774*** (0.108)	-1.356*** (0.147)	-1.013*** (0.155)	-1.378*** (0.127)	-1.203*** (0.131)
N	2,633	2,633	2,633	2,632	2,630	2,632	2,630
Pseudo R ²	0.006	0.021	0.038	0.044	0.099	0.010	0.045

カッコ内は標準誤差

*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

おり、しかも原告側に代理人がいるときと比べて相関が強く見られる、という点であろう。

上記のモデル（5）をベースにして各事件類型や訴額を独立変数として投入すると、有意になったのは「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「不当利得返還」、「債務不存在確認」、「その他」の6つである（【表 14】）。このうち、「不当利得返還」と「債務不存在確認」は取下率に対してプラスの効果をもっていた。前者の「不当利得返還」に関しては、その大部分を占める過払金返還請求事件で取下げが多いことが影響していると推測される。そして後者の「債務不存在確認」は、相手からの請求に先んじて提起されるという特殊な使われ方が多く、被告から反訴があった場合には不要になるため、通常は取り下げられる。

一方、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「その他」の各変数は取下率に対してマイナスの効果をもっていた。取下率が下がる理由はおそらく事件類型によって異なっている。たとえば「立替金・求償金関係」は被告が争わずに認容判決に至る場合が多く、「交通事故関係」では訴訟上の和解で終了するケースが多いと思われる。背景事情は違っているが、どちらにしても取下げは少なくなる。

このように事件類型を制御してもなお、原告法人ダミーと被告法人ダミーはどちらも有意な変数のままである。この結果からは、原告が自然人である場合と被告が法人である場合に取下率が一般に高くなる、と言えそうである。

【表 14】 取下率に関する回帰モデル (その 2)

	(8)	(9)
年ダミー	0.109 (0.122)	0.108 (0.121)
原告法人ダミー	-0.290** (0.134)	
被告法人ダミー	0.388*** (0.133)	
原告代理人あり	-0.243* (0.139)	-0.214 (0.138)
被告代理人あり	-0.938*** (0.129)	-0.823*** (0.125)
立替金・求償金関係	-0.720*** (0.235)	-0.824*** (0.229)
交通事故関係	-0.484* (0.282)	-0.446 (0.279)
交通事故以外の損害賠償	-0.634*** (0.210)	-0.547*** (0.207)
不当利得返還	1.366*** (0.175)	1.756*** (0.145)
債務不存在確認	1.122*** (0.358)	1.126*** (0.355)
その他	-0.361** (0.166)	-0.310* (0.165)
定数項	-1.095*** (0.167)	-1.202*** (0.142)
N	2,630	2,630
Pseudo R ²	0.151	0.144

カッコ内は標準誤差
*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

3. まとめ

分析の結果をまとめておこう。自然人・法人の別は、認容率および取下率と有意な関連があった。原告が法人であれば認容率が上昇し、取下率は低下する。被告が法人であれば逆に認容率が低下し、取下率が上昇する。それに対して、自然人・法人の別は和解率とは有意な関連が見られなかった。

代理人の有無については、認容率・和解率・取下率のすべてに対する有意な関連が見出された。原告側に代理人が付いている場合、認容率と和解率は上がり、取下率は下がる。なかでも強い関連が観察されたのは「被告側に代理人が付いている」ことである。被告側に代理人が付いている場合は、認容率と取下率が下がり、和解率が上がる。換言すれば、代理人の存在は（原告側・被告側のどちらであれ）和解率とは正の相関、取下率とは負の相

【表 15】 ロジスティック回帰分析の結果のまとめ

		認容率	和解率	取下率
自然人・法人の別	原告が法人	△	—	▽
	被告が法人	▽	—	▲
代理人の有無	原告側に代理人あり	▲	△	▽
	被告側に代理人あり	▼	▲	▼
事件類型	保証関係	△	—	—
	立替金・求償金関係	▲	▼	▼
	交通事故関係	▲	▲	▽
	交通事故以外の損害賠償	▼	—	▼
	土地・建物の明渡し	▲	△	—
	土地・建物の登記	—	▼	—
	不当利得返還	—	▲	▲
	労働	—	△	—
	債務不存在確認	—	—	▲
	その他	—	—	▽

- ・上向き三角（▲・△）は率の上昇，下向き三角（▼・▽）は率の低下を表している。
- ・黒は1%水準で有意，白は5%水準または10%水準で有意であることを示す。
- ・「—」は有意な関連が見られなかったことを表す。

関がある。

その他の独立変数も含めて一覧の形にしたものが【表 15】である。

V. むすび——今後に向けて

本稿では、当事者が自然人であるか法人であるかによって事件のタイプ分け（NN型・NJ型・JN型・JJ型）を行ったうえで、それぞれのタイプにおける認容率・和解率・取下率を調べた。JJ型以外のタイプについては2004年と2014年の間の変化を観察し、各タイプの特徴をできるだけ正確に捉えるよう努めた。

その後、ロジスティック回帰分析の手法を用いて、自然人・法人の別、代理人の有無、事件類型といった変数が認容率・和解率・取下率に対していかなる関連があるかを分析し

た。そこでは（とりわけ被告側の）代理人の有無が重要な変数であることがわかったが、それとは独立に、自然人・法人の別も終局形態に対して一定の効果を有しているようであった。一部は10年間の事件類型の変化（過払金返還請求訴訟の増加など）とも連動するが、それで説明し尽くせるわけではない。

法人には、弁護士へのアクセスの他にも、自然人と比較して有利な点がある。たとえば、過去に訴訟を経験している、あるいは裁判に関する情報にアクセスしやすいなどの理由で、コストや結果の予測をしやすい立場にあるかもしれない³²。また、訴訟にかかるコスト（金銭的・時間的コスト）の負担に耐えられる可能性が高く、長期戦に持ち込むという選択肢を使えるかもしれない。

コストの予測がしやすいという点は、民事訴訟制度研究会が2016年に実施した「民事訴訟利用者調査」のデータから示唆されている。民事訴訟制度研究会（2018: 90-106）によれば、自然人と比べて法人のほうが費用や時間を予測できており、そこには大きな差がある。法人の情報源として重要なのは「自分の経験」であり、裁判制度を反復的・継続的に利用している当事者（すなわちリピート・プレーヤー）がより有利な立場にあることがわかる³³。

法人が自然人よりもコストの負担がしやすいという点についても、上記の「民事訴訟利用者調査」から傍証が得られる。たとえば、裁判にかかった時間の長さをどのように評価するかを尋ねる質問に対する回答を見ると、法人は自然人よりも「合理的範囲」という回答の割合が高い（民事訴訟制度研究会 2018: 107-108）。費用についてはさほど明瞭な差は出ていないが、自然人原告は「高い」と答える人が多い（民事訴訟制度研究会 2018: 99）。

このように、訴訟記録調査のデータに加えて、訴訟当事者を対象とした質問票調査のデータを併用することで、自然人と法人の差をよりの確に把握することができる。本プロジェクトの調査で実施した質問票調査のデータ（あるいは「民事訴訟利用者調査」のデータ）を組み合わせながら分析を行い、民事裁判の正確な全体像を描くことが今後の課題となる。

全体像を描くにあたって重要なのは、裁判以外の場面における自然人と法人の差を明らかにすることである。つまり、紛争が生じて訴訟に至るまでの過程でふり落とされるケースが実際には大量に存在するが、その過程において自然人と法人の間で系統的な違いが生じている否か、生じているとすれば何に起因しているかが問題となる。

32 裁判にかかる時間を自然人がどう予測しているのかについては、本特集の森論文（森 2020）を参照。

33 同様のことが、司法制度改革審議会が2000年に実施した「民事訴訟利用者調査」のデータからも示される。佐藤（2006）は「リピート・プレーヤー」をより精細に分析するために、過去の経験回数が10回未満のグループと10回以上のグループに分けたうえで議論している。なお、法人のうち裁判経験があったのは約7割で、現在もほぼ同じ水準である（民事訴訟制度研究会 2018: 31）。

認容率・和解率・取下率に関する本稿の分析は、何らかの系統的な違い——事件類型にかかわらず存在する違いと、事件類型ごとに存在する違い——がありそうだとすることをひとまず示したと言えるが、そうした違いが発生するメカニズムについては何も示していない。その意味で、本稿の分析は出発点にすぎない。メカニズムを解明するには、スクリーニングのありようを記述するためのモデルないし理論、なかでも、背後にある社会的・経済的要因との連関を踏まえつつ、当事者の社会的属性やインセンティブの違いを考慮したモデルや理論を作り上げることが必要である。

※本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（研究課題番号：16H06321）の成果の一部である。

《文献》

- Galanter, Marc (1974) "Why the 'Haves' Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Change," *Law and Society Review* 9: 95-160.
- Lee, Yoon-Ho A., and Daniel Klerman (2016) "The Priest-Klein Hypothesis: Proofs and Generality," *International Review of Law and Economics* 48: 59-76.
- Priest, George L., and Benjamin Klein (1984) "The Selection of Disputes for Litigation," *Journal of Legal Studies* 13: 1-55.
- 飯田高 (2020) 「民事訴訟記録調査の概要」社会科学研究 71 巻 2 号 5-26 頁.
- 木下麻奈子 (2020) 「訴訟のタイプと事件類型」社会科学研究 71 巻 2 号 27-52 頁.
- 最高裁判所事務総局 (2009) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 (第3回)』(平成 21 年 7 月 10 日公表)
<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20507002.pdf> (最終アクセス 2020 年 3 月 21 日).
- 最高裁判所事務総局 (2015) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 (第6回)』(平成 27 年 7 月 10 日公表)
http://www.courts.go.jp/vcms_lf/hokoku_06_02minji.pdf (最終アクセス 2020 年 3 月 21 日).
- 齋藤宙治 (2020) 「民事訴訟における代理人に関する基礎的分析：10 年間の人数変化と訴訟結果の傾向」社会科学研究 71 巻 2 号 99-110 頁.
- 佐伯昌彦 (2020) 「訴訟上の和解の規定要因についての探索的検討：代理人の役割に注目した訴訟記録調査の分析」社会科学研究 71 巻 2 号 53-98 頁.
- 佐藤岩夫 (2006) 「訴訟制度のリポート・プレイヤー：その社会的属性と『強み』」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟：司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』日本評論社, 256-276 頁.
- 司法制度改革審議会 (2000) 『「民事訴訟利用者調査」報告書』
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html> (最終アクセス 2020 年 3 月 23 日)
- 数理社会学会 [監修]・筒井淳也・神林博史・長松奈美江・渡邊大輔・藤原翔 [編] (2015) 『計量社会学入門：社会データをよむ』世界思想社.
- 杉野勇 (2017) 『入門・社会統計学：2ステップで基礎から[Rで]学ぶ』法律文化社.
- 日本弁護士連合会 (2018) 『弁護士白書 2018 年版』日本弁護士連合会.
- 日本弁護士連合会 (2019) 『弁護士白書 2019 年版』日本弁護士連合会.
- 民事訴訟制度研究会編 (2018) 『2016 年民事訴訟利用者調査』商事法務.
- 森大輔 (2020) 「民事裁判にかかる時間：イメージと実際」社会科学研究 71 巻 2 号 111-130 頁.
- ラムザイヤー, マーク (1990) 『法と経済学：日本法の経済分析』